

とりまとめ

令和4年10月

急増する輸入貨物への対応に関する研究会

1. 問題の所在

航空貨物の輸入件数がこの10年で4倍超となるなど輸入申告件数は年々増加の一途をたどっている。特に直近3年間においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、ECプラットフォーム事業者が提供するサービスの利用拡大を含む越境ECの拡大により、輸入申告件数が前年比で約1.3倍から1.5倍に急増している状況が続いている。

航空貨物は、輸出者（荷送人）との運送契約において輸入者（荷受人）への配送まで（税関での手続等の代行を含む。）一貫輸送を行うサービスを提供している業者が取り扱っている貨物が大半を占めている。いわゆる国際エクスプレス貨物、国際宅配便と言われている小口急送貨物であり、関税局・税関では、これらを指してSP（Small Package）貨物と呼んでおり、取扱業者をSP業者と呼んでいる。

SP貨物の中でも、特にECサイトを通じて海外の販売者により販売され、国内の消費者に直接配送される貨物（以下「通販貨物」）や、輸入後に、ECプラットフォーム事業者（以下「EC運営事業者」）等が提供する倉庫保管、配送等のサービス（フルフィルメントサービス）を利用して消費者に販売される貨物（以下「FS利用貨物」）の取扱件数が急増している。昨年度には海上貨物の取扱いも倍増している。

通販貨物から不正薬物や知的財産侵害物品等が摘発される事案が増加しており、FS利用貨物についても摘発事案が認められる。特に、本年10月からは、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為が商標権及び意匠権の侵害と位置づけられ、税関による厳格な取締りが求められている。また、本邦に拠点を有しない者（非居住者）が自ら輸入者となり、輸入後にECサイトを通じてFS利用貨物を販売する場合において、不適切な課税価格での輸入申告が行われる事例も散見される。

これまで、通販貨物にフォーカスした対策は講じられてこなかったところであるが、現下の状況に鑑みると、通販貨物及びFS利用貨物について、適正な取締りと迅速通関等の実現のための制度の見直しを検討すべきと考えられる。他方で、通販貨物及びFS利用貨物に係る措置が円滑に実施されるためには、SP業者、EC運営事業者等との協力・連携が不可欠になってくる。税関と事業者との間の信頼関係の強化も求められる。

こうした問題意識から、本年6月、「急増する輸入貨物への対応に関する研

研究会」(以下「研究会」)を開催し、通販貨物及びF S利用貨物に係る措置について議論を行い、その結果を以下のようにとりまとめた。

2. 対応の方向性

本研究会では、不正薬物等の密輸や非居住者による不適切な課税価格での輸入申告といった課題に対する税関の対応能力を強化することが必要との認識に立ち、「事業者との連携・協力」、「有用な情報の取得」、「必要な制度見直し」について、税関及び事業者における実務上の実現可能性にも留意しつつ、議論を行った。

議論を通じて共有されたのは、貨物あるいは事業者のリスクに応じたメリハリのある対応が重要との認識であった。輸入者等から取得した情報に基づくリスク判定の精度を向上させることで、リスクの高い貨物に税関のリソースを集中することが可能となる。これにより効果的・効率的な水際取締りが実現し、結果として優良な又は協力的な事業者のメリットとなることが期待される。

(1) 事業者との連携・協力

① S P業者との連携

現状、輸出入申告件数が著しく多い一部のS P業者から輸入貨物に係る事前情報の提供を受けるとともに、S P業者の施設内で税関検査を実施することで、適正かつ円滑な通関を確保している。事前情報の充実を図り、事前情報の提供が可能なS P業者を拡げることが必要である。その際、優良なS P業者に過度の負担をかけないよう真に必要な情報を求めることが必要である。

② E C運営事業者との協力

越境E Cにおける出品者への対応の一環として、税関とE C運営事業者との間で模倣品等の水際取締りに関する協力が進められている。知的財産分野における水際取締りに関し、一般の輸入者等への周知・広報を官民共同で行う事例もある。引き続きこの分野での協力関係の進展が期待される。

海外においては、模倣品等の水際取締りにとどまることなく輸入通関手続全般にわたる情報に関して、E C運営事業者と税関当局との協力が模索されており、我が国においても今後強力で推進していくことが期待される。

(2) 有用な情報の取得

① より適切なリスク管理

急増する通販貨物及びF S利用貨物の円滑な輸入を引き続き確保するためには、まず、その実態を的確に把握すべきである。そのためには、貨物の種類、サービス形態を考慮し、通販貨物であるか否かを把握することが必要である。このような観点から、次の措置を講ずることが適当である。

なお、申告項目の変更にあたっては、N A C C Sの改変が必要となるほか、事業者側のシステム整備も必要であることから、実施までに一定期間を確保する必要がある。

- ◆ 輸入者が申告時に把握している、「通販貨物であるか否か」及び「国内配送先」を輸入申告項目に追加する。

② 適正な輸入申告の確保

本邦に拠点をもたない者（非居住者）が、輸入後にE Cサイトを通じてF S利用貨物を販売する場合において、輸入実績のある輸入者になりすます等して不適切な課税価格での輸入申告が行われている事例や税関事務管理人を定めずに、実態を把握していない者（本邦に所在する者）に代行を依頼することによる不適切な輸入事例が散見される。このような事例への対応として、次の措置を講ずることが適当である。

- ◆ 本来輸入者となるべき者が「輸入者」として申告することを求めるため、「輸入者の住所・氏名」を輸入申告項目として明記する。
- ◆ 実施に当たっては、「輸入者」の意義（解釈）も明確化する。

③ 協力事業者のメリット

有用な情報を取得することにより効果的・効率的な取締りを行っていくことは理解できるものである。他方で、情報を提供する事業者にとっての施策への協力によるメリットについても整理しておく必要がある。

(3) 必要な制度見直し

現行関税法では、本邦に拠点を有しない者（非居住者）が輸入しようとするときは、輸入申告等の税関関係手続や税関からの通知の受領等の事務を処理するために、本邦に所在する者を税関事務管理人として定め、税関に届け出ることを求めている。

しかしながら、非居住者が輸入しようとする場合において、非居住者か

ら依頼を受けた者がその役割を理解しないまま、税関事務管理人として届け出られ、適切な対応がなされない事例や、非居住者が輸入申告手続等への対応をする場合において、必要な税関事務管理人が定められていない事例が散見されている。

そのため、本邦に拠点を有しない者（非居住者）をして、税関事務管理人を通じて適正な輸入申告を行わせるために、税関事務管理人制度の見直しが必要である。具体的には、次の措置を講ずることが適当である。

- ◆ 税関事務管理人の届出をする本邦に拠点を有しない者（非居住者）に関する情報を税関が的確に把握できるよう、届出項目に、届出の主体である非居住者と税関事務管理人との関係や非居住者の事業内容等を加える。
- ◆ 税関事務管理人が、当初の輸入手続において定められていない場合や、手続を終えて解任された場合等、本邦に拠点を有しない者（非居住者）と税関との間の連絡等の窓口を担う者がいない場合に、適正な輸入申告を確保するとともに、税関による事後調査を可能とするための仕組みを設ける。

3. その他の論点

(1) 輸入貨物への課税に関連する制度

貨物の輸入が増加すればそれに伴い課税事務への負担は大きくなるため、事業者における事務の合理化の観点から、輸入貨物への課税に関連する現行制度（注）の見直しについて前向きに考えるべきとの意見があった。

一方で、現行制度を見直す場合は、税の公平性の確保の観点等を踏まえる必要がある。輸出入データの分析を行うことなどにより実態を的確に把握し、海外における動きも見据え、制度見直しの必要性及び許容性を検証することが必要である。

（注）少額貨物を輸入する場合には、次の制度が適用されることがある。

- ①課税価格の合計額 20 万円以下の貨物に係る簡易税率の適用
- ②個人使用貨物（小売取引貨物）の課税価格決定の特例（0.6 掛け）
- ③課税価格の合計額 1 万円以下の貨物に係る無条件免税の適用

(2) 海上貨物の増加への対応

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、越境E Cの拡大は、航空貨物の輸入の急増だけではなく、海上貨物による輸入の急増にも繋がっており、今後、対応を考える必要がある。

(3) 税関における体制の整備

通販貨物及びF S利用貨物がさらに増加する事態を見据え、税関の審査・検査体制の整備を図ることが必要である。税関業務における一層のデジタル化を進め、A I等の先端技術を積極的に取り入れることが期待される。また、税関内部における通関部門と事後調査部門の連携を強化し、それぞれの業務に必要な情報の共有を図ることも必要である。

4. おわりに

急増する輸入貨物への対応にあたっては、今後、S P業者やE C運営事業者との連携・協力が不可欠であり、関税の賦課徴収、水際取締りの観点とともに、同じく税関の使命である貿易の円滑化の実現も忘れてはならない。越境E Cの拡大は新たなビジネスモデルの創出や革新的な事業が出現する契機であり、これを促進する観点が求められる。

越境E Cに関しては、海外当局や国際機関においても取組みがみられ、共通の課題を抱えていると思われる。本課題には海外の者も含め多くの利害関係者が関わっており、透明性が高く標準的な仕組みにしていくこと、海外の関係機関との連携や認識の共有を図ることも必要である。本研究会のとりまとめで示した方向性を踏まえた今後の制度・運用の見直しを通じ、日本における官民の取組みが世界のモデルとなることを期待したい。

急増する輸入貨物への対応に関する研究会 メンバー

(関税・外国為替等審議会 関税分科会委員)

森田 朗 東京大学名誉教授

河野 真理子 早稲田大学法学学術院教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

根本 敏則 敬愛大学経済学部教授 (座長)

野原 佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長

(通関業者)

津田 健史 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役執行役員

長野 克博 日本通運株式会社
関東甲信越ブロックフォワーディングビジネスユニット
国際航空貨物統括部 通関センター 部長

松本 義則 フェデラルエクスプレスジャパン合同会社 顧問

(EC運営事業者)

竹廣 克 アマゾンジャパン合同会社 渉外本部長